

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間において、仕事ができなかった日について、1日当たり以下の金額を定額

仕事ができなくなった期間	金額（1日当たり定額）※	申請期限
令和3年8月1日～10月31日	6,750円	令和3年12月27日（月）必着
令和3年11月1日～12月31日	6,750円	令和4年2月28日（月）必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：5,500円 令和4年3月：4,500円	令和4年5月31日（火）必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は**7,500円（定額）**

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- ・ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。